

2017年11月
規制改革推進会議
投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史

電波割当制度改革 (これまでの主な議論)

目的

Society 5.0 における新たな電波利用ニーズ (IoT、自動走行、自動飛行、ワイヤレス電力伝送、動画配信ほか大容量の通信など) に対応するため、国民の財産である電波を最大限有効に活用し、機動的な再配分を行うための制度改革を行う。

具体的措置

1. 制度改革

(1) 見える化

- 公共部門の割当状況の見える化
- 利用状況の実態の見える化

(2) 帯域確保のための方策

○周波数の返上制度

<総務省>

- ・携帯電話事業者等に対しては、特定基地局開設計画の実現見込みがない場合は、現状でも免許を取消可能。

<委員の主な意見>

- ・開設計画の有効期間終了後も取消を可能とすることや、再免許の機会をとらえて返上を促す制度が必要ではないか。
- ・携帯電話以外を用途とする帯域についても、返上を促す制度が必要ではないか。

○目標の設定

○周波数移行を促すインセンティブ制度

<総務省>

- ・終了促進措置の拡充 (公共業務用無線局への対象拡大など) は検討。

<委員の主な意見>

- ・無線システムの移行費用や円滑な業務継続のための費用を超えたインセン

タイプ付与を検討すべきではないか。立ち退き時期による段階設定を検討すべきではないか。

[○利用料体系の見直し＝（４）]

（３）割当手法の改革

○オークションと比較審査

<推進論>

- ・OECD加盟35国中、日本だけが導入していない。
- ・新規参入と競争を促進させる。
- ・周波数の有効利用が促進される。
- ・無線局免許手続の透明性・迅速性が図られる。

<慎重論>

- ・インフラ整備遅延への懸念。
- ・事業者の研究開発力が衰える。
- ・ユーザー料金への転嫁への懸念。
- ・安全保障上の問題への懸念。
- ・事業者からオークションを求める声がない。
- ・現行の比較審査のもとでも新規参入事業者は生まれている。

<委員の主な意見>

- ・価格のみに基づく単純なオークションではなく、条件設定などの制度設計を的確に行うことにより懸念は解消可能でないか。
- ・将来の技術革新に備えて、機動的な割当ができるようにオークションの規定を導入しておくべきではないか。
- ・少なくとも、選択肢として制度を設けておくべきではないか。

○二次取引、より柔軟な割当

<総務省>

- ・現行制度下で事業譲渡や合併、会社分割による免許人の地位の承継は可能。
- ・無線局の主たる目的に支障のない範囲で、複数目的の無線局は運用可能。
- ・利用状況調査の詳細化により、効果的な見直しの検討は可能。

<委員の主な意見>

- ・二次取引制度は諸外国で導入。電波の有効利用の観点から検討すべきではないか。

○共用を前提とした割当

○免許不要帯域の適正な確保の方策

(4) 電波利用料体系の見直し

○放送と通信の負担の公正性

○経済的価値に基づく新たな利用料の導入

<総務省>

- ・ 現行の電波利用料制度（電波利用共益事務の費用を免許人で分担）のもとで、一定条件において経済的価値を考慮している。
- ・ 事業者間の不均衡の改善の方法は、特性係数の見直しが考えられる。

<委員の主な意見>

- ・ 有効な利用を促す観点から、英国のA I P（機会費用ベース）などを参考にした電波利用料体系の構築が必要ではないか。

○公共部門での電波利用料徴収

○収入の使途の見直し

2、具体的な適用

(1) 帯域の確保

○公共部門（公益事業含む）の帯域の共用化 →次回以降

○放送を含む民間部門の帯域の効率化 →次回以降

(2) 新たな帯域の割当

○新たな用途に係る専用帯域の割当、免許不要帯域の拡大など